

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立船田小学校
校長名 野場 正道 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間愛の精神を基盤とした豊かな心と自己の未来を切り拓く資質・能力をもつ児童の育成

【めざす児童像】

1 助け合える子 ◎2 (重点目標) 健康な子 3 深く考え、やり通す子 4 進んで働く子
重点目標を「健康な子」とし、心も体も健康な児童の育成をめざす。学校に関わる全ての人がウェルビーイングを実感しながら、めざす児童像の育成のために全ての教育活動を推し進める。確かな学力の育成、豊かな心の育成、総合的な体力の向上、持続可能な社会の創り手としての力を育む。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 確かな学力の育成 (深く考え、やり通す子)
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、学習の基礎となる資質・能力を育成する。ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- イ 豊かな心の育成 (助け合える子)
 - ・教科等横断的な視点を踏まえたカリキュラムマネジメントを通して地域や保護者、保・幼・小・中や異学年との連携及び協働によるキャリア教育を進め、他者と尊重し合える心や学びに向かう心、社会的な自立の土台となる自己有用感を高め、豊かな人間性を醸成する。
 - ・道徳教育全体計画及び別業・年間指導計画に基づき、道徳的価値を深め自己のよりよい生き方・社会の中での自己の在り方を考えさせる指導を、教育活動全体を通して計画的に行う。
- ウ 健やかな体の育成 (健康な子)
 - ・保健指導・体力向上の取組・食育・地域や他学年と関わる学習活動等、教育課程全体を通して心と体の健康教育を推進し、生涯にわたり、心身共に健康な生活を送るための基礎を培う。
- エ 不登校児童への支援
 - ・「不登校総合対策つながるプラン」に基づき、新たな不登校を生じさせない未然防止の取組を実践するとともに、不登校児童が将来社会的自立をできるよう全教員で確実に情報共有し、関係諸機関と保護者と積極的に連携しながら組織的に対応する。
- オ いじめの防止等の取組
 - ・学校いじめ対策委員会を中心とし、関係諸機関や保護者・地域の方々と連携しながらいじめ防止等に向けての取組を組織的、計画的に行い、児童が安心して過ごせる環境づくりを行う。
- カ 特別支援教育の充実
 - ・八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、児童の個別の実態や特性に応じた課題への改善や克服のための適切な指導と組織的な支援を行う。学習環境の構造化や合理的配慮など、インクルーシブ教育を意識し、誰一人取り残さない教育活動を行う。
- キ 小中一貫教育のさらなる充実【長房中学校グループ(長房中・長房小・船田小)】(進んで働く子)
 - ・長房中学校グループとしての共通目標(義務教育終了段階において育成すべき生徒像)を「社会の中でよりよく生きようとする人」とし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像である、「学習を大切にする子」「自他を大切にする子」「体を動かすことを大切にする子」の育成に向けて小中一貫の取組を推進する。そのために、児童会・生徒会の合同会議やあいさつ運動・部活動体験や地域内での三校交流会など、小中一貫での直接的・間接的な活動を推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ・学力調査の結果から、基礎的・基本的な学力や考える力に課題があるため、「船田スタンダード（学習編）」を活用し、学習規律、学習習慣を確実に身に付けるとともに、主体的に学びに向かう姿勢をもてるようにする。
- ・スモールステップを重視した意図的・計画的な指導を行うとともに、仲間との協働作業を通じて、達成感や成就感を味わわせ、自己肯定感を高める。
- ・主体的・対話的で深い学びの授業改善を実現するために、ICTを効果的に活用し、話し合い活動に焦点化した授業を工夫することで教師のICT活用能力を向上させるとともに児童の思考力や学びに向かう力の育成につなげる。
- ・ドリル型学習コンテンツや授業支援ツールを用いた発表や話し合い活動等、プレゼンテーションの作成など、1人1台の学習用端末を効果的に活用した授業を全教科・学年で実施し、個別最適な学びや協働的な学びの一体的な充実を図る。
- ・STEAM教育に関連した教科や体験的な学習の中で各教科の見方・考え方を働かせ、児童の心動かすことで問題解決意欲を高める。算数科や理科等、順序立てて考え、試行錯誤しながら解決するプログラミング的思考を養う授業を展開し、論理的思考力や問題解決能力を育てる。
- ・高学年における教科担任制を実施し、質の高い教科指導や中学校教育への円滑な接続、多面的・多角的な児童理解の促進を推進するとともに、教科担任制実現の有用性について、学校運営協議会や保護者に対して学校だよりや前年度の学校評価で伝達する。理科の実験準備については、低学年担任が放課後に支援を行う。

イ 総合的な学習の時間

- ・第3学年の高齢者福祉や第4学年の障害者福祉、第5学年の社会福祉や第6学年の先人の生き方・各学年の障害者理解教育など、多様性の理解や他者との関わりや地域の方々との共生をテーマとした教科等の横断的・総合的な学習や探究的活動に取り組み、ものの見方や考え方・よりよい生き方を身に付けるとともに地域への社会貢献意識を高める。
- ・日本遺産「霊気満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」を第3学年、第4学年「和太鼓」・第5学年「車人形」・第6学年「千人同心」を郷土学習に位置付け、八王子市民としての地域への愛着を深める学習活動を行う。

ウ 特別活動

- ・異年齢集団による縦割り班活動を重視し、望ましい人間関係を築く力やリーダーシップ・フォロワーシップを育てる。児童主体の児童会活動を活性化し、よりよい社会づくりをめざす児童を育てる。
- ・運動会や学習発表会など学校行事を通して、協力してより良い学校生活を築こうとする態度を育てるとともに、学習の成果を発表することにより達成感を味わうことができるようにする。
- ・集団宿泊的行事に向けて、児童が活動する時間を十分に確保する。児童が活動の意義や目標を自覚できる活動を設定し、自ら集団宿泊的行事を創り上げようとする意欲を高める。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ・道徳教育全体計画及び別葉を基にし、教育活動全体で道徳的心情及び実践意欲と態度を育てる取組を充実させるとともに、児童一人ひとりが道徳科の時間の中で自己のよりよい生き方・社会での自己の在り方を自分事として考える指導を教育活動全体を通じて計画的に行い、児童の道徳性を高める。
- ・道徳授業地区公開講座では、「B 親切、思いやり」「D よりよく生きる喜び」「希望と勇気、努力と強い意志」を重点とし、未来へ希望をもつ心や公正、公平、社会正義、家族愛、人を尊重する態度を育てる。
- ・船田小情報モラルウィークを活用し、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(3) キャリア教育

- ・全体目標に基づき、保・幼・小の架け橋期のカリキュラムから接続する義務教育を9年間で育成したい生徒像の実現をめざし、「キャリア・パスポート」を活用する。保護者と連携し合い、児童自ら成長を自覚しながら、未来に希望をもち、持続可能な社会の形成者をめざす教育を推進する。
- ・長房中学校区義務教育9年間を通じたキャリア教育全体計画について、長房地区の各諸団体や地域人材や教材を活かしながら教科横断的な学習や具体的な取組を実践し、社会的・職業的自立を図ることができるよう、学年の目標段階に応じた資質・能力を育成する。

(4) 特別支援教育

- ・特別支援コーディネーターが中心となり、校内委員会を設置する。特別支援教室や家庭と連携し、学校生活支援シートや連携型個別指導計画を活用して組織的な指導・支援を行う。
- ・児童一人ひとりの課題や特性を共有して理解を深め、1人1台の学習用端末を効果的に活用したり、学校サポーターを配置したりしながら、インクルーシブな教育を推進する。
- ・障害を含めたさまざまな課題や多様な違いを理解できるよう、通常学級で各学年2回以上の障害者理解教育を道徳科や総合的な学習の時間の指導を通して実施する。
- ・特別支援教育に関する研修を計画・実施し、個に応じた支援の在り方やユニバーサルデザイン、合理的配慮について教員の理解を深め、児童の特性や個に応じた支援を行う。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ・「船田小スタンダード(生活編)」を全教職員で共通理解をし、基本的な生活習慣の定着を図る。児童が自ら考えて生活指導上の課題に取り組める指導の工夫を組織的に進める。
- ・児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、体育科や特別活動等を活用し児童の発達段階に応じて、自他を大切にす的心情やSNSの正しい使い方等「八王子市教育委員会『生命(いのち)の安全教育』』についての指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ・年間3回のいじめアンケートを実施し、『いじめを絶対に許さない』を合言葉として、毎週水曜日の学校いじめ対策委員会で、いじめ案件だけでなく気になる児童についても情報を共有し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための手だてを組織的に講じる。
- ・スクールカウンセラーや関係諸機関との連携による組織的な対応を行い、校内体制を確立する。いじめ防止に関する授業を各学年、年3回以上行う。相談できる大人の調査を行うとともに、「船心タイム」での担任相談、SOSの出し方に関する学習を各学年1単位時間行う。

ウ 不登校児童への支援等

- ・不登校児童への支援のため登校支援コーディネーターを中心に個票システムを活用し教職員で不登校児童の早期把握に努めるとともに情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して組織的に対応する。
- ・児童にとって安心できる居場所ができ、社会的自立ができるよう児童や保護者の願いを受け止め、誰一人取り残さず、段階的・定期的な積極的支援を行う。子ども家庭支援センターや児童相談所、医療機関と連携、センター給食支援や「船心タイム」等、柔軟な支援を行う。

(6) 学力保障の取組

- ・「はちおうじっ子ミニマム」を活用し、全ての児童が基礎的・基本的な問題を解くことができる力の定着を図る。全ての学力調査で児童の経年での学力の積み上げを分析し、「船学タイム」や「夏季船学タイム」で児童の実態や課題に沿った指導内容・指導方法を計画的に実施する。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- ・(取組1) 第6学年の中学校授業体験や部活動見学と体験、交流会、中学校合唱コンクールリハーサル見学会等を実施する。児童会と生徒会の児童・生徒が互いに協働し、「長房地区や自分たちのよりよい未来・社会づくり」についての小中合同の取組を計画・実現する。
- (取組2)「学力定着プロジェクトチーム」が中心となり、学力向上の取組を推進する。月・金の放課後15分間と朝自習の時間・夏季休業中の補習時間を「船学タイム」とする。「東京、八王子ベーシック・ドリル」「はちおうじっ子ミニマム」「ドリル型学習コンテンツ」等の補充的な学習や複数教員での指導・地域の学習支援ボランティアや長房中学校生徒の学習支援の下、補充的な学習を推進し、誰一人取り残さない基礎学力の確実な定着を図る。
- ・(取組3) 年間3回の「小中一貫教育の日」を設け、小中相互の授業参観及び指導法等の相互研修を実施するとともに、三校の児童・生徒の諸情報や状況を共通理解する。
- ・(取組4)「地域の子どもは地域で育てる」の意識を保護者・地域と共有・連携し、青少年対策長房地区委員会や学校運営協議会等と協働した三校地域清掃活動・交流会等を実施する。

イ その他

- ・週に1度、異学年での「船体タイム」の時間を設定し、児童の体力・運動能力の向上させる。
- ・「保・幼・小の架け橋期プログラム」を策定し。就学から学齢期の円滑な接続のため保・幼・小連携日を設定する。情報共有を行うとともに、児童の10年間の発達・成長を見通した指導・支援を行う。
- ・「情報活用能力系統表」に基づく情報教育を推進する。朝の時間に月2回「ICT活用学習」を実施し、各学年の目標達成やメディアリテラシーの理解教育を推進する。
- ・イベント・ボランティア活動や地域の祭りなど学校外での活動に積極的に参加している児童の様子を通知表に記載する。児童の社会とのつながりがわかる継続的資料として取り扱う。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	16	2	20	21	19	19	15	18	17	203
2	18	18	22	16	2	20	21	19	19	15	18	17	204
3	17	18	22	16	2	20	21	19	19	15	18	17	203
4	17	18	22	16	2	20	21	19	19	15	18	17	203
5	17	18	22	16	2	20	21	19	19	15	18	18	204
6	18	18	22	16	2	20	21	19	19	15	18	17	204
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は始業式不参加、第3学年から第5学年までは、入学式不参加のため、4月の授業日数が1日減。 ・第1学年から第4学年までは卒業式に参加、第6学年は修了式不参加のため、3月の授業日数が1日減。 ・夏季休業日 7月24日から8月27日まで ・都民の日（10月1日）は授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会 活動	児童会集会活動	1	1	1	1	2	5
	委員会活動					11	11
クラブ活動					16	16	16
学校行事		42 1/3	41	44	41 2/3	72	73
学級・学年裁量の時間		7	3	7	10	2	0

イ 1 単位時間

1 単位時間は45分間とする。

クラブの時間は、60分間（12回）とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

全学年、小中一貫教育の日のため、7月1日を5時間授業とする。

また、集団下校避難訓練のため、12月2日を5時間授業とする。

第1学年は、避難訓練（地域）のため、8月31日を5時間授業とする。

第2学年は、キャリア教育充実のため、3学期の火曜日を6時間授業とする。

1月12日・1月19日・1月26日・2月2日・2月9日・2月16日・3月2日・3月9日・3月16日（年間9時間）

第6学年は、こころの劇場参加のため、5月20日を6時間授業とする。

第5学年・第6学年は、クラブ・委員会を実施しない水曜日の5校時に授業を実施する。

7月8日・7月22日・11月25日・12月9日・12月23日・1月27日・3月10日・3月17日（年間8時間）

また、運動会係活動のため、9月28日を6時間授業とする。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

総合的な学習の時間の調査活動として

第3学年 「桑都」について 10時間

第4学年 「地域で伝統的に継承されている文化や祭り」について 10時間

第5学年 「八王子市の豊かな自然環境」について 10時間

第6学年 「歴史的に八王子のまちや文化を発展させた人々の業績等」について 10時間
を実施する。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

船田タイム

「船学」・・・各学年週3回、朝学習の時間（15分間）に実施する。

第4学年から第6学年まで週2回、放課後の時間（15分間）に実施する。

「船体」・・・各学年週1回、朝学習の時間（15分間）に実施する。

「船夏」・・・全学年、7月の夏季休業期間に3日間（1時間）実施する。

カ その他